

総合支援資金(特例貸付)の再貸付を実施します

緊急事態宣言の延長等に伴う経済支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により減収・休業や失業された方に対し、総合支援資金(特例貸付)の再貸付を実施します。

- 申請することができるのは、令和3年3月末までに緊急小口資金(特例貸付)を申請し、かつ、6月末までに総合支援資金(特例貸付)の送金が終了している(終了を予定している)世帯です。
- この制度は貸付ですので、審査の結果、対象外となる場合があります。この案内を受け取った世帯全てが、再貸付の対象となるとは限りません。
- 申請先はお住いの区市町村の社会福祉協議会です。東京都外に転居された方は、転居先の道府県社協にお問合せください。東京で申請を受けることはできません。
- 相談・申請が集中し、電話がつながりにくかったり、窓口が混み合う可能性がありますので、申請する場合はできるだけご自身で書類をご準備し、郵送で申請いただきますようお願いします。
- 申請から送金まで1カ月以上時間を要する可能性がありますので、生活の困窮状態によっては生活保護の相談等をご検討ください。

1 対象となる世帯 ※次の要件をすべて満たす世帯

- ア 令和3年6月末までに、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了(予定も含む)すること
- イ 新型コロナウイルスの影響による減収・休業や失業等により、現在、生活困窮状況にあること
- ウ 自立相談支援機関での相談や継続的な支援を受けること

2 受付期間

令和3年6月30日(水)まで

3 申請に必要な書類

東京都社会福祉協議会のホームページからダウンロードすることができます。

- (1)総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書
- (2)総合支援資金特例貸付借用書(再貸付)
- (3)総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる申出書
- (4)住民票(借入申込者の世帯全員が記載された発行後3カ月以内のもの)
 - *外国人の場合は、在留カードの写しも必要
- (5)預金通帳のコピー

借受人の氏名と、緊急小口資金および総合支援資金(初回・延長)の送金確認ができる部分

*提出できない場合は、本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード)のコピーを提出してください。



4 申請方法

郵送申請する場合は、上記(1)～(5)の書類を、書留(配達確認ができる送付方法)にて、お住いの区市町村の社会福祉協議会に送付してください。(1)(2)については、必ずコピーを保管してください。

●お問合せ先

西東京市社会福祉協議会 福祉支援課サービス提供係特例貸付 TEL:042-497-5071 平日9時～16時

東京都社会福祉協議会 特例貸付専用 TEL ※サービス向上のため通話内容を録音させていただいています。

特例貸付専用 TEL:03-6457-5205 平日9時～17時